



老 企 第 3 4 号
平成12年1月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第17項の規定に基づく「厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」、法第44条第1項の規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」及び法第45条第1項規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」については、平成11年3月31日厚生省告示第93号、第94号及び第95号（以下それぞれ「貸与告示」、「購入告示」及び「住宅改修告示」という。）をもって公布され、平成12年4月1日より適用されるところであるが、その内容及び取扱いは別添のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別 添)

第1 福祉用具

1 厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(1) 車いす

貸与告示第1項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

日本工業規格(JIS) T 9201-1998のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

ただし、座位変換型を含み、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途(要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの)の自走用車いすは除かれる。

② 普通型電動車いす

日本工業規格(JIS) T 9203-1987に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるもののいずれも含まれる。

ただし、各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。

なお、電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるものにあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本工業規格(JIS) T 9201-1998のうち、介助用に該当するもの及びそれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

ただし、座位変換型を含み、浴用型及び特殊型は除かれる。

(2) 車いす付属品

貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを貸与されている場合に後から追加的に貸与される付属品をいう。

① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であつて、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を貸与されている場合に後から追加的に貸与される付属品をいう。

① サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

② マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④ テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

(5) じょく瘡予防用具

貸与告示第5項に掲げる「じょく瘡予防用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(6) 体位変換器

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

(7) 手すり

貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、上記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

- ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(8) スロープ

貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第2号に掲げる「床段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(9) 歩行器

貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状態等により異なるものでありその長さは問わない。

(10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ及び多点杖に限る。

(11) 痴呆性老人徘徊感知機器

貸与告示第11項に掲げる「痴呆性老人徘徊感知機器」とは、痴呆性老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、住宅改修を伴うものは除かれる。

① 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタで床を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

- ② 固定式
居室、浴室等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの。
- ③ 据置式
床に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの。

2 厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

(2) 特殊尿器

尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

(3) 入浴補助用具

購入告示第3項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

- ① 入浴用いす
座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ② 浴槽用手すり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ③ 浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④ 入浴台
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ⑤ 浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ⑥ 浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

(4) 簡易浴槽

購入告示第4項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

3 複合的機能を有する福祉用具について

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

第2 住宅改修

厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 床段差の解消

住宅改修告示第2号に掲げる「床段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる床段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事及び玄関の外から道路までの段差解消等屋外の工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

住宅改修告示第3号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第4号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第5号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第1号から第5号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②床段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事

③床材の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

手 動 車 い す

T 9201 : 1998

Manually propelled wheelchairs

序文 この規格は、1.(適用範囲)備考1.の対応国際規格をもとに作成した日本工業規格であるが、従来、日本工業規格で規定していた各性能項目、構造など、及び試験方法のうちハンドリムの振れ試験、耐衝撃性試験などを規定内容として追加し、規定している。

1. 適用範囲 この規格は、手動車いすのうち、車いす型式分類(附属書1)の自走用標準型車いす及び介助用標準型車いす(以下、車いすという。)について規定する。ただし、この車いす型式分類は、車いすの使用対象年齢、製作手順及び製作方法を限定するものではない。

備考1. この規格の対応国際規格を次に示す。

ISO 6440 : 1985 Wheelchairs—Nomenclature terms and definitions

ISO 7193 : 1985 Wheelchairs—Maximum overall dimensions

ISO 7176-1 : 1986 Wheelchairs—Part 1 : Determination of static stability

ISO 7176-3 : 1988 Wheelchairs—Part 3 : Determination of efficiency of brakes

ISO/FDIS 7176-8 : 1997 Wheelchairs—Part 8 : Static, impact and fatigue strength tests for wheelchairs

ISO 7176-11 : 1992 Wheelchairs—Part 11 : Test dummies

ISO 7176-13 : 1989 Wheelchairs—Part 13 : Determination of coefficient of friction of test surfaces

2. この規格の中で{ }を付けて示してある名称、単位及び数値は、従来名称、単位及び数値によるものであって参考として併記したものである。

2. 引用規格 この規格の引用規格を次に示す。

JIS B 0205 メートル並目ねじ

JIS B 0207 メートル細目ねじ

JIS D 9112 自転車用タイヤ諸元

JIS D 9301 一般用自転車

JIS D 9420 自転車用スポーク

JIS D 9421 自転車用リム

JIS D 9422 自転車用タイヤバルブ

JIS K 6302 自転車用タイヤ

JIS K 6304 自転車タイヤ用チューブ

JIS T 0102 福祉関連機器用語(リハビリテーション機器部門)

ISO 7176-1 : 1986 Wheelchairs—Part 1 : Determination of static stability

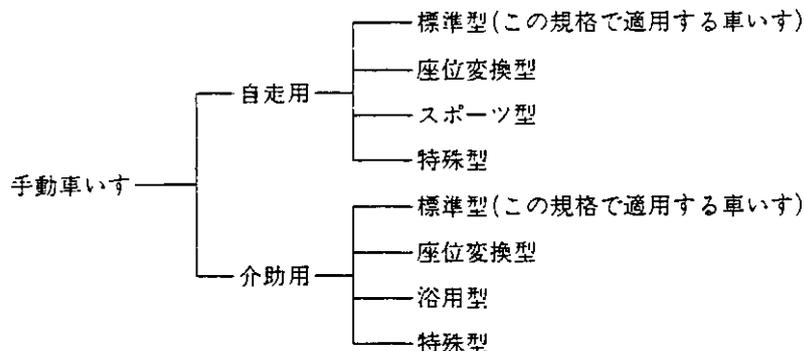
ISO/FDIS 7176-8 : 1997 Wheelchairs—Part 8 : Static, impact and fatigue strength tests for wheelchairs

ISO 7176-11 : 1992 Wheelchairs—Part 11 : Test dummies

ISO 7176-13 : 1989 Wheelchairs—Part 13 : Determination of coefficient of friction of test surfaces

附属書1(規定) 車いす型式分類

1. 車いす型式分類 車いす型式分類は、主としてその外観及び用途によって、次のように分類する。



2. 車いす型式分類の定義 車いす型式分類は、次のように定義する。

2.1 自走用 使用者自らが駆動・操作して使用することを主目的とした車いす。

2.1.1 自走用標準型 一般的に用いる自走用車いすで、後輪にハンドリムを装備し、バックレストの種類(表1)は標準式、着脱式、折りたたみ式及びそれらと同等の方式であり、バックレスト{背もたれ}は任意にバックレスト{背もたれ}角度(θB)が変えられないもので、前輪はキャスタ{自在輪}、後輪は大径車輪⁽¹⁾の4輪で構成したもの。日常生活用で特殊な使用目的のものは除く。また、各部の調節、脱着及びフレームの折りたたみ方式は限定しない。

注⁽¹⁾ 車輪の大きさで“小径車輪”は呼び12(インチ)未満、“中径車輪”は呼び12以上18(インチ)未満及び“大径車輪”は呼び18(インチ)以上を指す。

(参照例 JIS T 0102番号6201, 6210)

2.1.2 自走用座位変換型 座位の位置や姿勢変換を主目的とした車いすで、リクライニング機構、シート{座}の昇降機構、シート{座}の旋回機構、スタンドアップ機構などを組み込んだ自走用車いす。

(参照例 JIS T 0102番号6206, 6207, 6208)

2.1.3 自走用スポーツ型 各種のスポーツのために特別に工夫したスポーツ専用の車いす。レース用、テニス用、バスケットボール用、スラローム用及びレジャー用などを含む。

(参照例 JIS T 0102番号6209)

2.1.4 自走用特殊型 特殊な駆動方式や特別な用途の自走用車いす。自走用標準型、自走用座位変換型及び自走用スポーツ型以外の自走用車いすをすべて含む。

(参照例 JIS T 0102番号6202, 6203, 6204, 6205)

2.2 介助用 使用者自らは駆動・操作せず、介助者などによって操作することを主目的とした車いす。

2.2.1 介助用標準型 一般的に用いる介助用車いすで、ハンドリムはなく、バックレストの種類(表1)は標準式、着脱式、折りたたみ式及びそれらと同等の方式であり、バックレスト{背もたれ}は任意にバックレスト{背もたれ}角度(θB)が変えられないもので、前輪はキャスタ{自在輪}、後輪は中径車輪⁽¹⁾以上で構成したもの。グリップ{握り}部に介助用のブレーキレバーやシート{座}にシートベルトを装備しているものもある。

(参照例 JIS T 0102番号6211)

2.2.2 介助用座位変換型 座位保持や姿勢変換を目的とした介助用車いすで、姿勢を保持しているのが困難な使用者のために、個々に合わせて体幹を保持するパッド、シートなどやリクライニング機構、ティルト機構などを備えた車いす。

■関係通知

2.2.3 介助用浴用型 浴室内での使用を目的とした介助用車いすで、さびない工夫などを施したもの。トイレでの使用や、便器のセットが可能なものも含む。

(参照例 JIS T 0102番号6212)

2.2.4 介助用特殊型 特別な使用を目的とした介助用車いすで、介助用標準型、介助用座位変換型、介助用浴用型以外のすべての介助用車いすを含み、携帯用、運搬用及び一般的にバギー車と呼ぶものなどを含む。

(参照例 JIS T 0102番号6218)

電 動 車 い す

T 9203-1987

Motorized Wheelchairs

1. 適用範囲 この規格は、成人用電動車いす（簡易型及び介助型を除く。以下、電動車いすという。）について規定する。
2. 用語の意味 この規格で用いる主な用語の意味は、次のとおりとする。
 - (1) シートユニット 使用者の身体にじかに接して、身体を支えるもの。座、背もたれ、ひじ（肘）当て、フットレスト及びその他の附属品からなる。
 - (2) 駆動システム 電動モータ、減速機、バッテリー及びブレーキからなる。
 - (3) 車 輪 駆動輪及び自在輪からなる。
 - (4) フレーム 電動車いすの各部分を支持・結合するもの。
 - (5) 多機能式 電動車いすのうち、背もたれ角度自動調整・座の自動昇降など、障害に合わせた調節機構が付き、また操作可能な制御装置が付いたもの。このうち背もたれ角度自動調節装置が付いたものを電動リクライニング式と呼び、座の自動昇降装置が付いたものを電動リフト式と呼ぶ。
 - (6) 屋内外兼用 主に屋内又は屋外近距離（施設又は建物周辺）走行を目的とした電動車いす。
 - (7) 屋外用 主に屋外中距離走行を目的とした電動車いす。
3. 種類及び記号 電動車いすの種類は、屋内外兼用形と屋外用形として、その記号は屋内外兼用形を IOE (Indoor-Outdoor-Electric-Wheelchairs) とし、屋外用形を OE (Outdoor-Electric-Wheelchairs) とする。